

1. 件名：施工管理技術検定の実務経験要件の不備に関する調査結果
2. 日時：令和4年12月21日 13時10分～13時50分
3. 場所：原子力規制庁2階
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、林原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社チーフマネージャー他2名

5. 要旨

(1) 関西電力が令和3年7月30日に公表した、関西電力のグループ会社である株式会社 KANSO テクノスにおいて、施工管理技術検定の受検資格である所定の実務経験を満たしていない者が受検・資格取得していた件について、関西電力は令和4年12月19日に第三者委員会から調査報告書を受領した。調査報告書の概要は以下のとおり。

- 所定の実務経験を満たしていない者が主任技術者又は監理技術者として配置されていた工事のうち、関西電力が発注した原子力発電所に係る工事（以下「資格不備者配置工事」という。）については、原子炉等規制法により施工品質を確保するための体制が整備されており、建設業法上配置が求められる主任技術者又は監理技術者とは別に、一定の技能を有することが要件とされる責任者や監督者を配置する等の代替措置が講じられていたと認められることから、施工品質に問題がないと判断した。

(2) 関西電力から、調査報告書を踏まえ、以下のとおり説明があった。

- 資格不備者配置工事は15件であった。
- 今後は、関西電力グループが再発防止策を徹底するとともに、国土交通省の指導に適切に対応する。

(3) 原子力規制庁から、新たな事実が判明した場合には報告するよう伝えた。

6. 提出資料

資料1：施工管理技術検定の実務経験要件の不備に関する調査結果

以上